

# 優れた教師人材の確保に向けた 取組について

総合教育政策局 教育人材政策課

# 公立学校教員採用選考試験の実施状況—総計・小学校

✓ 全体の競争率(採用倍率)は、3.4倍(過去最低)で、前年度の3.7倍から減少。

(注:「全体」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計)

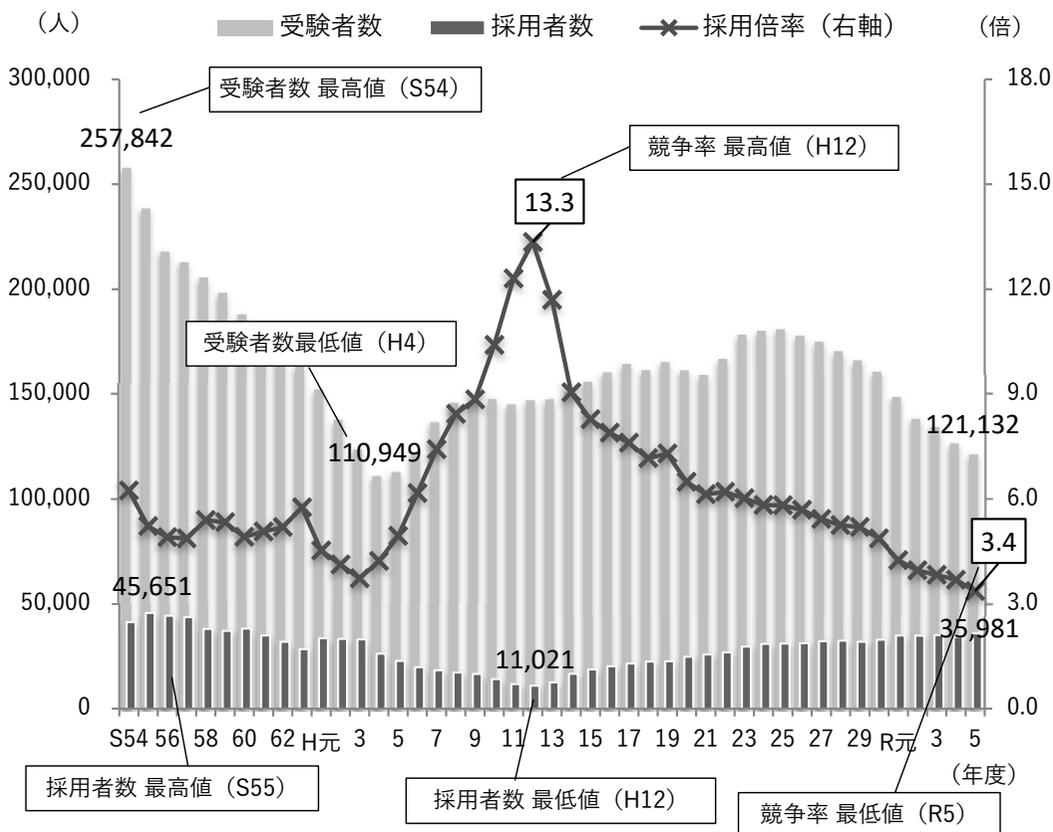
• 受験者数は121,132人で、令和4年度に比較して5,258人減少。

✓ 令和5年度(令和4年度実施)における小学校の競争率(採用倍率)は、2.3倍(過去最低)で、前年度の2.5倍から減少

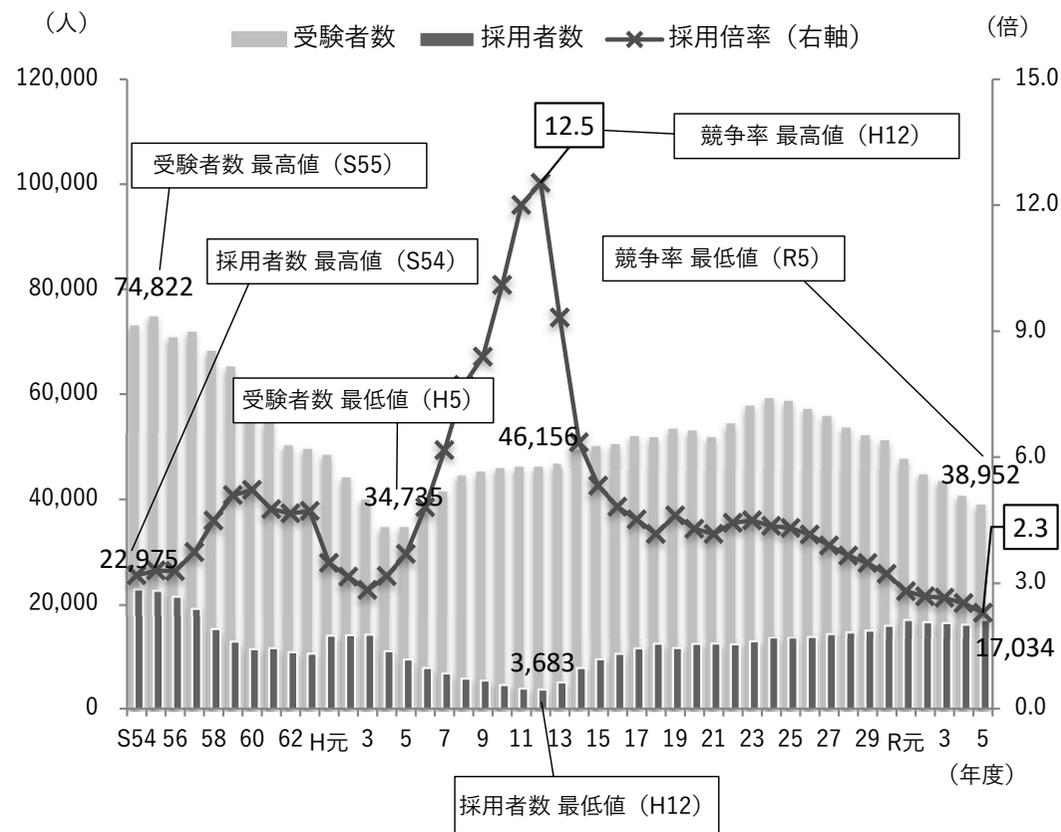
• 受験者数は38,952人で、令和4年度に比較して1,683人減少(うち 新卒582人増加、既卒2,265人減少)。

• 小学校において採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度においては採用者数が3,683人であるのに対し、令和5年度は採用者数が平成12年度の4倍以上の17,034人であり、これは昭和58年度以降、最多となっている。

## 総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



## 小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



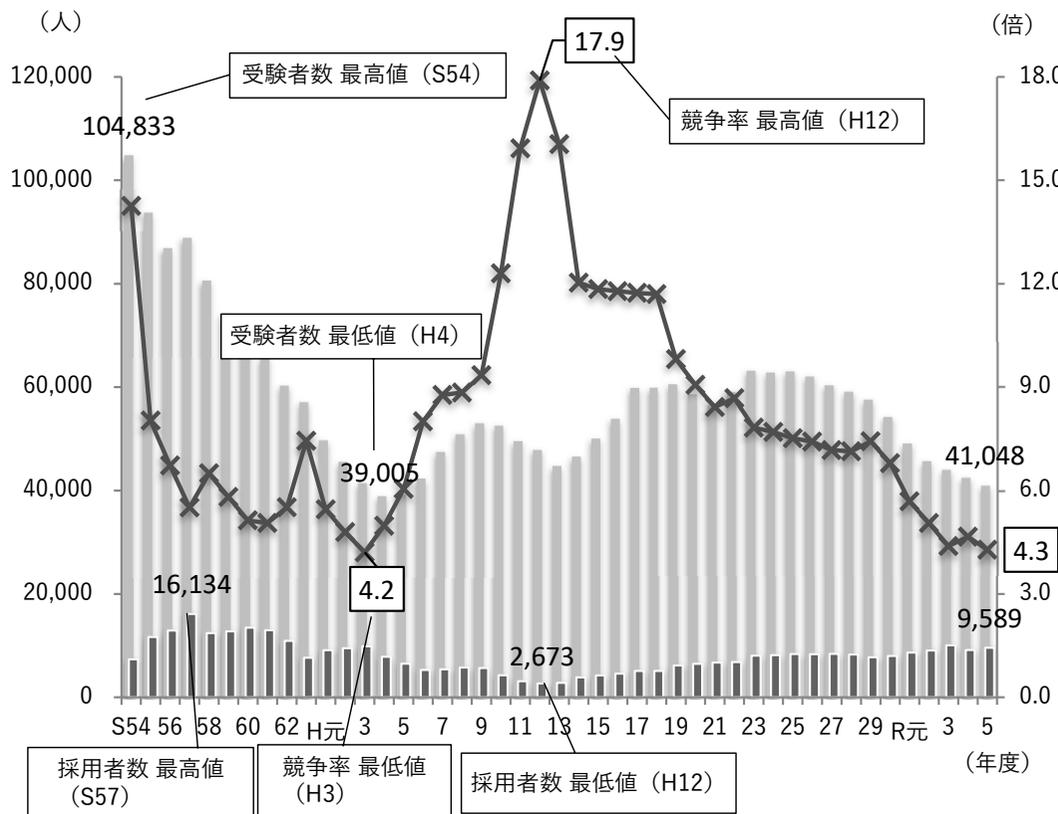
(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

# 公立学校教員採用選考試験の実施状況—中学校・高等学校

- ✓ 令和5年度(令和4年度実施)における中学校の競争率(採用倍率)は、4.3倍で、前年度の4.7倍から減少
  - 採用者数は、9,589人で、前年度に比較して437人増加
  - 受験者数は、41,048人で、前年度に比較して1,539人減少(うち 新卒401人増加、既卒1,940人減少)
- ✓ 令和4年度(令和3年度実施)における高等学校の競争率(採用倍率)は、4.9倍で、前年度の5.3倍から減少
  - 採用者数は、4,599人で、前年度に比較して105人増加
  - 受験者数は、22,463人で、前年度に比較して1,528人減少(うち 新卒312人減少、既卒1,216人減少)

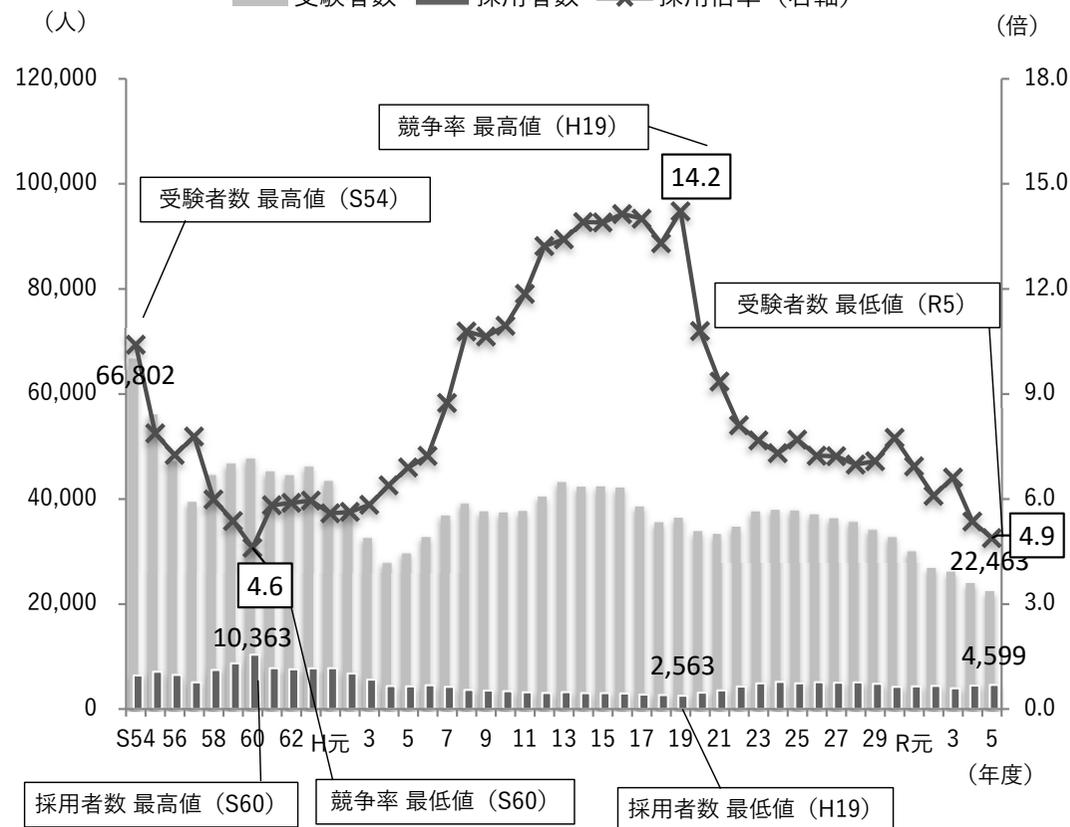
## 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

■ 受験者数 ■ 採用者数 × 採用倍率 (右軸)



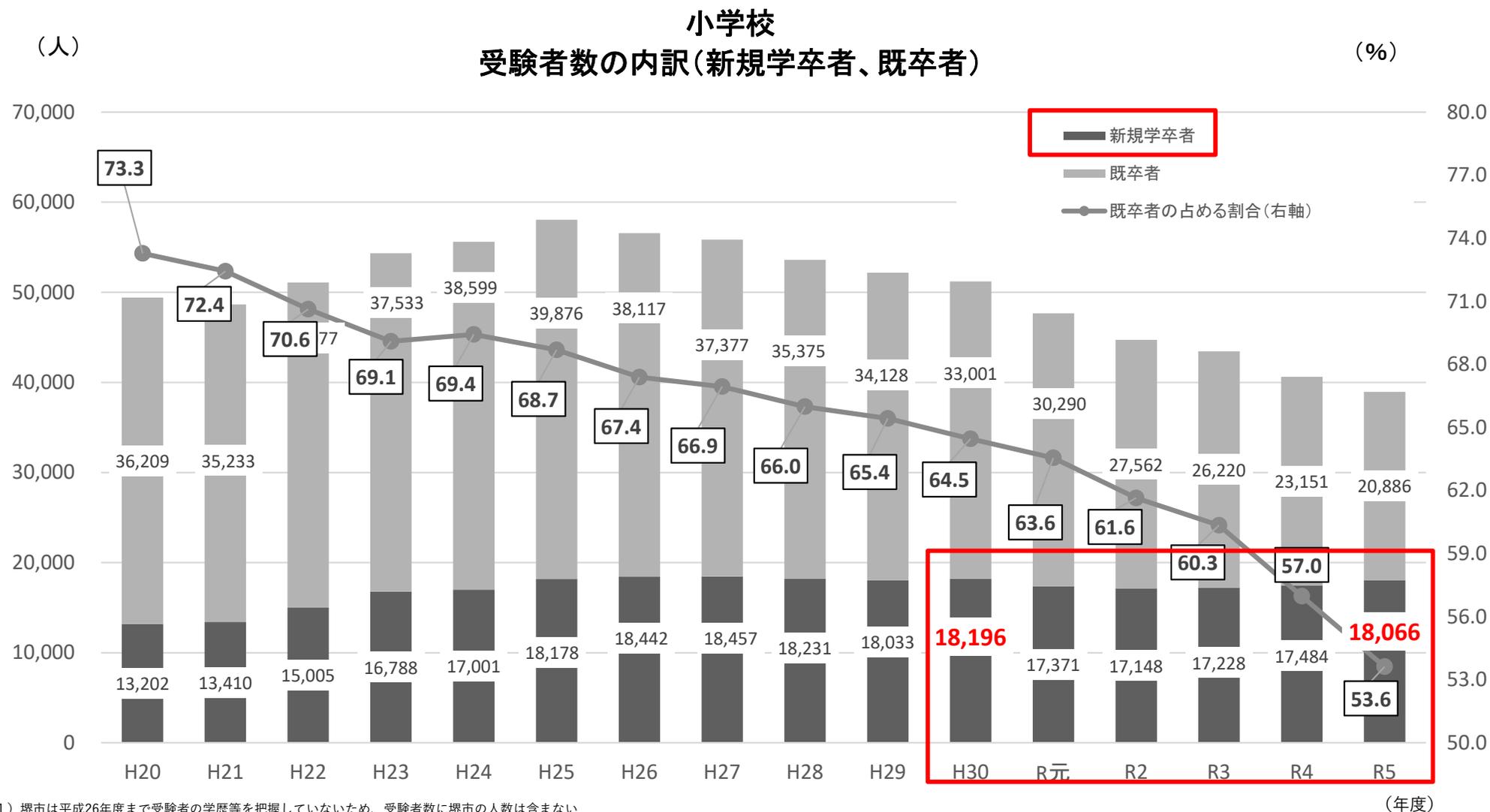
## 高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

■ 受験者数 ■ 採用者数 × 採用倍率 (右軸)



# 公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

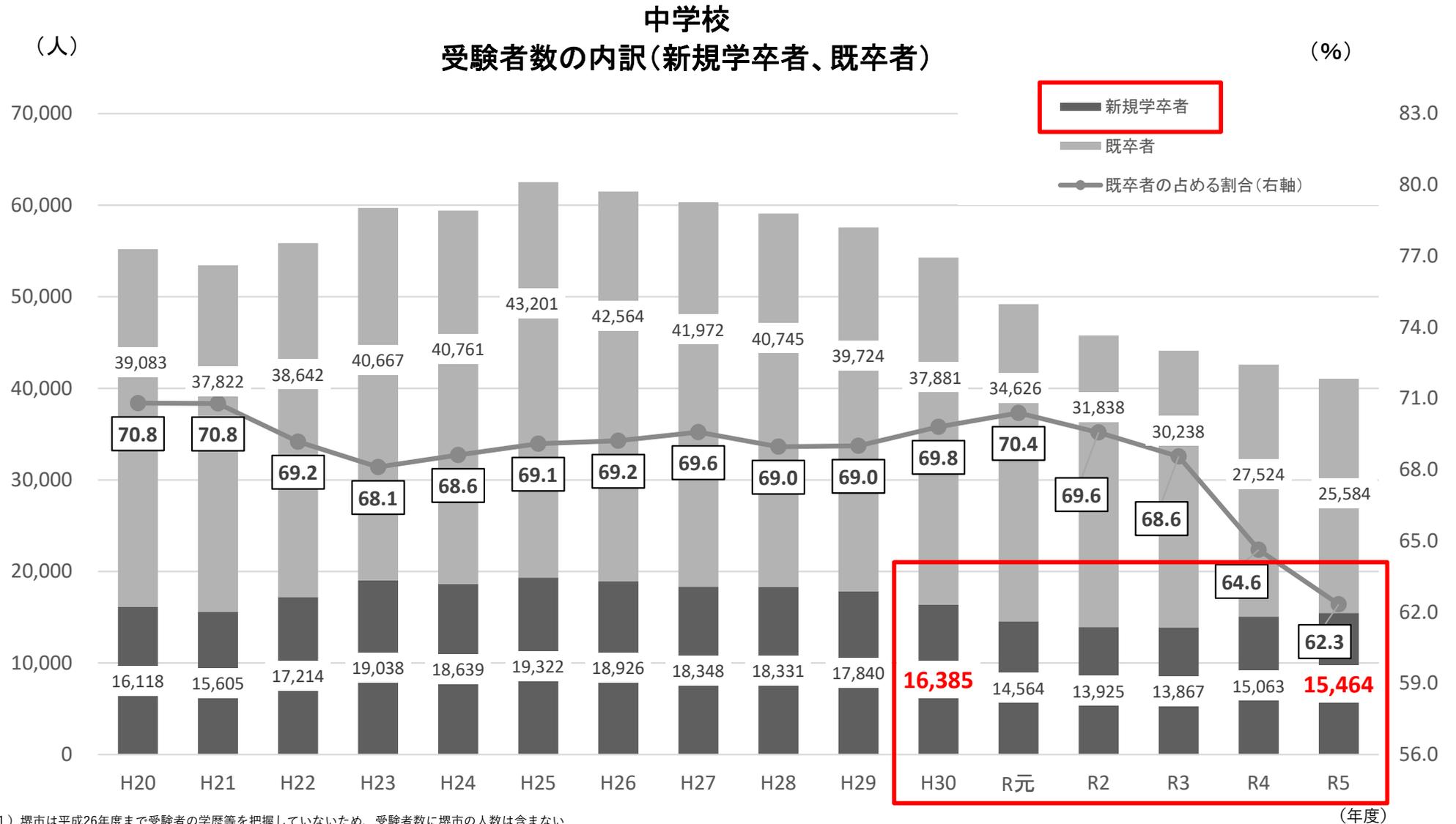
○ 小学校については昨年度と同様、新規学卒者が増加した一方、既卒の受験者が減少している。



(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない  
 (注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

# 公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

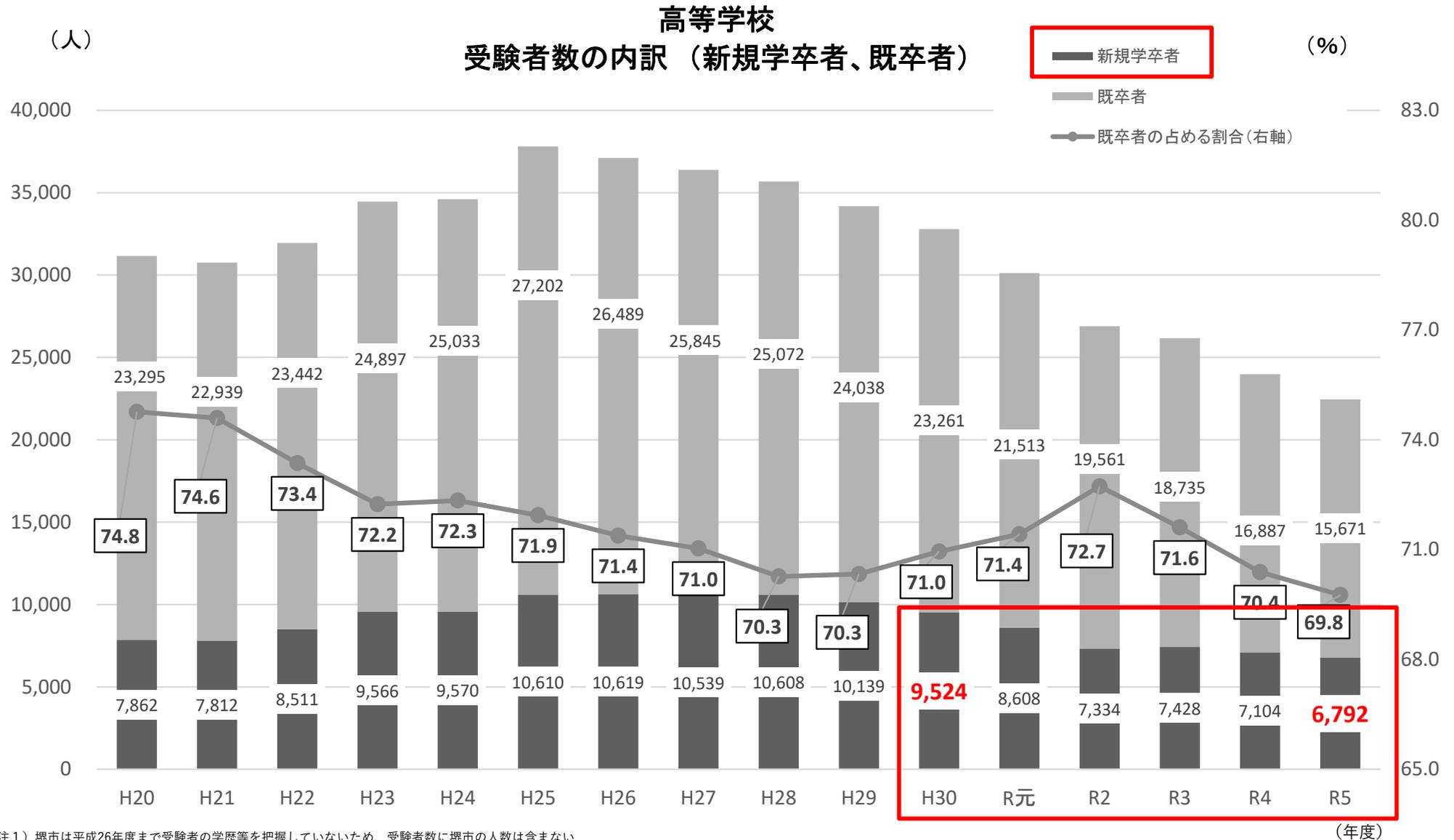
○ 中学校についても新規学卒者が増加したが、既卒者が引き続き減少している。



(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない  
 (注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

# 公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

○ 高等学校については新規学卒者・既卒者ともに減少している。



(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない  
 (注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

# 教師不足の状況と構造的要因

## 教師不足の状況

令和3年度始業日時点<sup>2</sup>, 558人（5月1日時点<sup>2</sup>, 065人） ※小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

令和4年度当初の状況：3年度に比べ「改善」6、「同程度」22、「悪化」40 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

令和5年度当初の状況：4年度に比べ「改善」11、「同程度」28、「悪化」29 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

## 構造的要因

- 近年の大量退職に伴う大量採用により20-30代の教員が増加し、産休・育休取得教員が急増。特別な支援を要する児童生徒の増加により、予め学級数の見込みを立てにくい特別支援学級が増加。

※ 公立小中の産育休取得者 H24：15,067人 ⇒ R4：23,540人

※ 特別支援学級の数 H24：47,643学級 ⇒ R4：76,720学級（※小・中・義務教育学校）

※ 公立小中の臨時講師の数 H24：58,681人 ⇒ R4：68,159人（産休・育休代替教員、配偶者同行休業代替教員を含む。）

### ⇒ 臨時的任用教員（臨時講師）の需要が増加

- 臨時的任用教員は従来、教員採用選考に不合格となった者を多く任用していたが、採用枠の拡大等に伴い、既卒受験者の正規教員としての採用が進み、臨時的任用教員のなり手が不足。

- 新規学卒での教員採用選考受験者は小学校で横ばい、中高で減少。

※ 新規学卒の受験者（小中高） H25：48,110人 ⇒ R5：40,322

### ⇒ 臨時講師の供給不足

<教師不足の現状と構造的要因>

- R3年度始業日時点での教師不足：2,558人（5月1日時点：2,065人）  
R4年度採用選考の倍率：全校種の総計で3.7倍、小学校の採用倍率が2.5倍（過去最低）。
- 大量退職・大量採用等を背景とした、産育休取得教員の増加や、想定を上回る特別支援学級の増加に対応するための臨時講師の需要が拡大する一方、正規採用数の増加等により臨時講師の供給が減少 【公立小中の産育休取得者H24：15,067人⇒R4：23,540人 特別支援学級の数H24：47,643学級⇒R4：76,720学級】
- 新規学卒での採用選考受験者は横ばい（小）・減少（中高） 【新規学卒の受験者（小中高）H25：48,110人⇒R4：39,651】

◎大学における教員養成段階から地域の教育委員会と連携・協働  
採用倍率に左右されず、「地域枠」を活用した質の高い教師を養成・確保

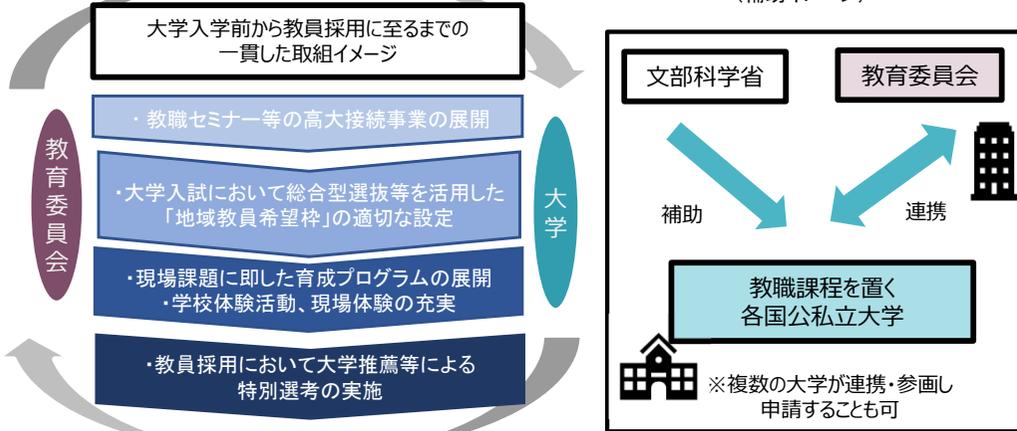
地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業

令和6年度予算額 5億円

- 大学入学者選抜における「地域教員希望枠」を活用し、大学と教育委員会の連携・協働のもと、大学入学前から在学中・教員採用までの一貫した取組を促進し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に養成・確保。

- ・件数・単価：単独事業 【上限】2,200万円（定額補助）【件数】15箇所  
：複数大学連携事業 【上限】3,900万円（定額補助）【件数】3箇所
- ・補助期間：令和6年～令和10年（最長5年）、事業3年目に中間評価を実施
- ・対象：教職課程を置く各国公私立大学 ※定額の上限は2年目以降通減

(補助イメージ)



大学・教育委員会が一体となって質の高い教師を養成・確保

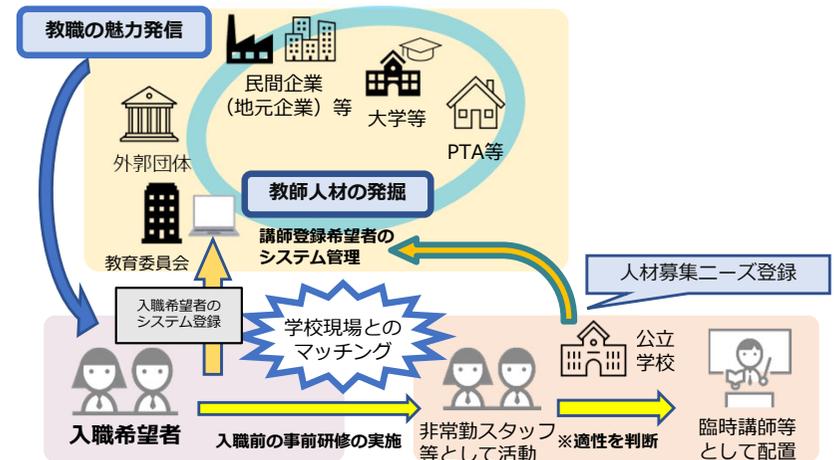
◎採用選考受験者や管理職等の伝手に止まらない、  
新たな領域へ踏み出して教師のなり手を確保

大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業

令和5年度補正予算額 5億円

- 教師不足に対応するための連合体を教育委員会・大学・民間企業等で組織し、地域社会全体に教師の仕事の価値ややりがいを発信し、新たな外部人事を掘り起こすとともに、学校現場とのマッチング、入職支援等を実施する取組を推進。

- ・件数・単価等  
マッチングシステム構築補助 【事業規模】2,000万円 【件数】24箇所 【補助率】1/3  
広報発信・研修実施等事業費補助 【事業規模】1,710万円 【件数】47箇所 【補助率】1/3  
合同成果報告等実施経費補助 【事業規模】850万円 【件数】3箇所 【補助率】定額
- ・対象：教師の任命権を持つ都道府県・指定都市教育委員会  
人事協議会および公益財団法人などの外郭団体



外部人材の入職ルートを創出、多様な教職員集団の実現

# 令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について 通知のポイント①

(令和6年4月26日付6文科教第261号通知)

## 1. 令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考試験における第一次選考日程について

- ・令和5年5月、「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」において、令和7年度（令和6年度実施）の教員採用選考試験の第一次選考について、令和6月6月16日を一つの目安（標準日）として、できるだけ前倒しを積極的に検討いただくこと、あわせて最終合格発表についても前倒しの検討を要請。
- ・現在、過半数の教育委員会が6月16日か、それより前に実施日を設定している状況。
- ・他方、依然として教員採用選考における受験者の減少傾向が続いており、特に、民間企業や他の公務員への就職が多い教員養成系以外の学部で多くの学生が教員免許を取得している中学・高等学校の採用選考における新規学卒者の受験動向も踏まえれば、もう一段の日程前倒しの検討・対応が必要。
- ・令和7年度実施の第一次選考については、令和7年5月11日(日)を一つの目安（標準日）としてできるだけ前倒しの検討いただきたい。
- ・なお、令和7年5月11日(日)に第一次選考を実施する教育委員会に対しては、同日実施される国の小学校教員資格認定試験の問題提供が可能。

## 2. 教員採用選考の複数回実施について

- ・この一年間で、春期から夏期にかけて実施する教員採用選考試験において筆記試験の一部を大学3年生のうちに受験することができる仕組みや、主に秋期から冬期にかけて追加的に採用選考の機会を設けるなど、教員採用選考試験の複数回実施について取組が拡大しているが、各教育委員会においては、教師人材の確保の状況を踏まえつつ、引き続き、受験機会の充実について工夫改善に努めていただきたい。
- ・教員採用選考試験の複数回実施については、令和6年度においても文部科学省の委託事業により、**秋期から冬期に活用することを想定した教養試験問題を作成予定。**
- ・大学3年生等を対象とした採用選考については「2025（令和7）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」の趣旨も踏まえ、**学生の大学における学修に支障が生じないこと**が前提。実施に当たっては域内の大学とも十分な調整を行っていただき、大学の推薦等を前提とするなど、各教育委員会における質の高い教師人材確保の必要性と、大学における教育活動の円滑な実施の調和がとれた形で、適正な規模での実施に努めていただきたい。

### 3. 教員採用選考試験における特別選考の拡充について

- ・ 教員採用選考試験における工夫改善として、特別免許状の授与を前提とした民間企業等勤務経験や博士号の取得等を加味した特別な選考、日本人学校等での勤務経験など国際的な活動経験を加味した選考、育児や介護等のため退職した者を対象とした選考、採用選考受験後に2年間程度教員免許を取得するための猶予を設けた選考等、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築に向けた採用選考の工夫**に努めてください。
- ・ その際、長く教壇を離れていた者や特別免許状の授与を受けた者等の教職経験のない者を対象とした選考の実施に当たっては、入職者の不安を軽減し、円滑な入職につなげるため、各教育委員会におかれては、**最新の教育事情等に関する研修等を適切な時期に実施**するよう努めてください。
- ・ なお、文部科学省では、今後教職への入職を考えている方（特別免許状の活用や現在教壇には立っていないものの教員免許状を保有する方等）が学習するための研修コンテンツを開発し公開しているほか、本年4月より、大学等が作成した研修動画を、「ゲストアカウント」の取得により視聴可能な「全国教員研修プラットフォーム『Plant：プラント』」の運用を開始しており、これらの活用についてもご検討ください。

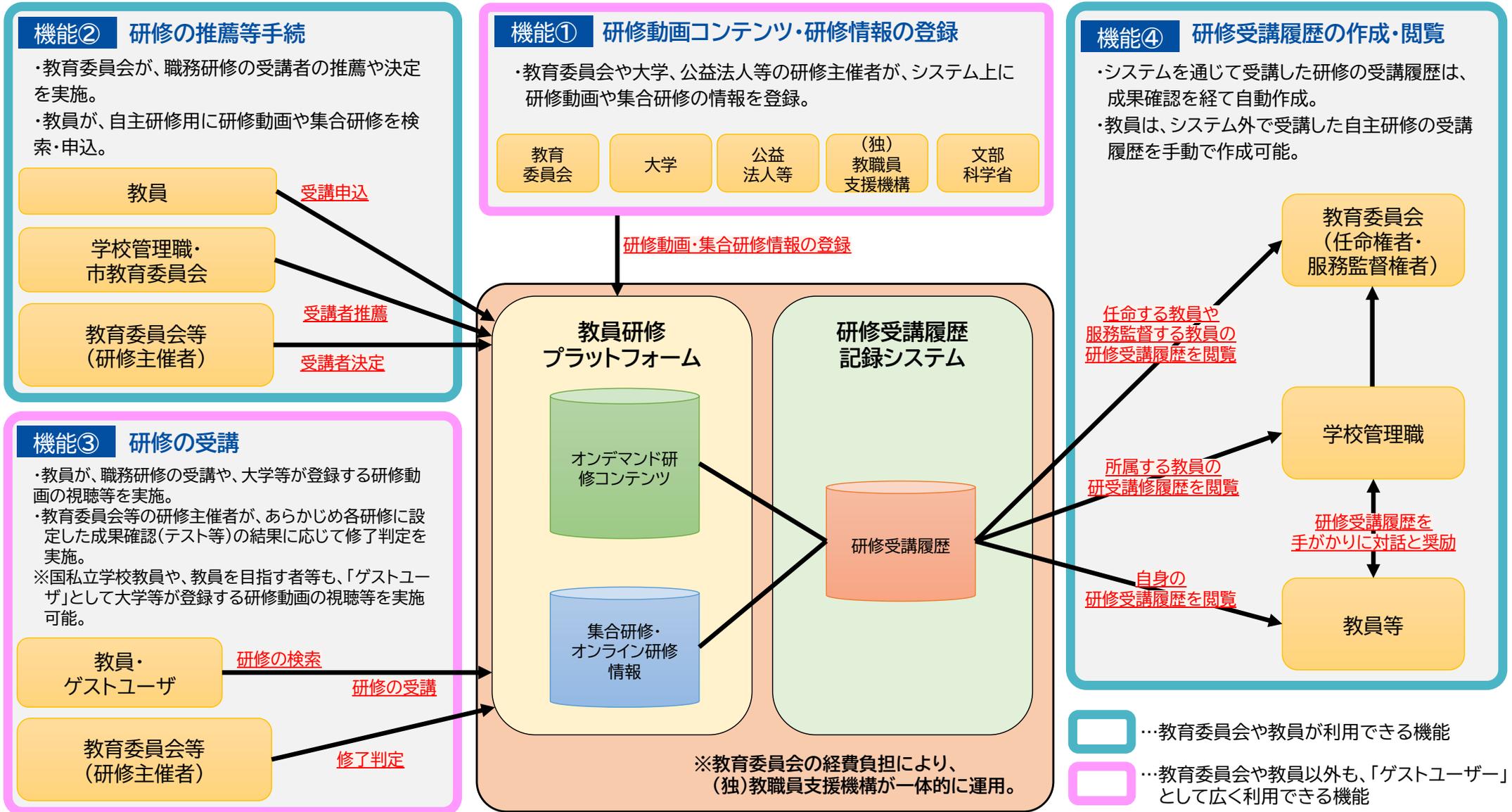
# 「全国教員研修プラットフォーム」の構築について

文部科学省では、「新たな教師の学び」の効率的・効果的な実施に資するため、研修受講履歴記録システムと、教育委員会や大学、公益法人等が登録した研修動画を視聴することができる教員研修プラットフォームの機能を兼ね備えた、「全国教員研修プラットフォーム」を令和6年4月から稼働しています。

(稼働後は、(独)教職員支援機構において、各教育委員会と共同運用。)

## <各機能について>

※図中の「←」は、システムによる各手続きの流れの一例



# 優れた教師人材の確保に向けた奨学金返還支援の在り方について議論のまとめ概要

教師を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの時代においても、子供の学びを支える教師は公教育の要であり、教師の質は教育の質に直結</li> <li>学校現場が抱える教育課題の多様化・複雑化、これからの時代に必要な教育の実現、教師不足や採用倍率低下の状況等を踏まえると、<b>質の高い十分な量の教師人材の確保が必要</b></li> <li>優れた人材を教師に得るためには、教職の魅力向上が不可欠。学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実等を一体的に進めることが重要であり、こうした取組の一環として奨学金返還支援も検討</li> </ul>
-----------	--

これまでの経緯	<p>昭和28年：大学進学率の低い状況の下、正規の教員免許を有する教師の不足から、教師になった者に対する奨学金の全部又は一部を免除する制度が開始</p> <p>平成10年度：教員採用倍率の改善、教師を優遇することに関する他職種との公平性などの理由から返還免除が廃止（※大学院段階は平成16年度廃止）</p> <p>平成16年度：大学院生を対象とした特に優れた業績による返還免除制度の実施</p>
---------	---

## 教師になった者への奨学金の返還支援の意義・目的

教師になった者への奨学金の返還支援は、現在の学校現場が抱える教育課題やこれからの学校教育の使命に鑑みて「**教職の高度化**」という質の向上の観点と、現下の教師不足の状況や幅広く多様な人材を教師集団に得ていく重要性に鑑みて「**教師志願者の拡大**」という量的な観点から重要な役割を果たし得る取組

## 返還支援の考え方、在り方

### 基本的な視点

- 優秀な人材に教師になってもらう仕組みとして設計
- 学部・大学院を卒業し教職に就く者をはじめ、教師志望の社会人、現職の教師に対するリカレント教育も含め、幅広い視点から検討
- 持続的な取組として、長期的にみて最も効果が期待できる形での制度設計
- 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、速やかに実行
- 過去の返還免除制度の廃止の経緯や現在の経済的支援策の充実等の状況の変化を踏まえて検討

### 「教職の高度化」(質の向上)の観点から

- 高度化・複雑化する課題状況に的確に対応していくため、**高度専門職としての教師人材に相応の能力形成を促していくことが必要**
- 学部段階における教師養成の上に、さらに、**大学院において、課題解決に向けた探究的活動等を学修し、新たな学びへの転換や学校の課題解決に向けて協働的に取り組み、中核的な役割を担える教師人材を増やしていくことが必要**。日本は大学院レベルの専門性を持った教師の割合が諸外国に比べ低く、大学院卒として入職する教師の割合が減少傾向
- 大学院で高度な学修を行って教職に就く者を返還免除の対象にして、教師の指導の質の向上と高度専門職としての社会的地位の向上を図る**
- (独)日本学生支援機構で既に実施されている**大学院を対象とした特に優れた業績による返還免除制度を活用した速やかな実施**

### 「教師志願者の拡大」(量的確保)の観点から

- 大学院を対象とした返還免除を実施することで**大学院生の教師志願者の新たな確保を期待**
- 対象範囲をできるだけ幅広く捉え、学部段階の学生等も含めて対象としていくことにより、教職課程を受講する学生の教師志願の意向を強める効果や新規に教職課程を受講する学生を掘り起こす効果**
- 教育職に対する返還免除制度が廃止された背景や経緯、給付型奨学金の導入等の状況の変化を踏まえ、広く国民全体に理解されることや新たな法制度が必要**
- 一部の自治体で実施されている返還支援の取組の状況も踏まえ、国における方策の在り方を検討

## 対応の方向性

### ●基本的な考え方

- 「**教職の高度化**」(質の向上)、「**教師志願者の拡大**」(量的確保)のいずれの意義・目的も重要であり、**相互に関連し合うものとしていずれの観点からも可能性を追究していくことが重要**
- 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、スピード感を持って実行に移していくため、現行制度を活用して出来ることについては速やかに具体化を進め、更なる充実方策については、引き続き追究していくことが重要**

### ●対応の方向性

- 速やかな実行、教師に求められる高度の専門性の観点から、**教職大学院を修了し教師となった者を中心に、令和6年度に実施される教員採用選考等の受験者から適用**
- 教職大学院を中心に返還免除を行うことにより、教師志望者を大学院レベルの高度な学修へ誘い、教師の指導の質の向上や高度専門職としての社会的地位の向上が期待される
- 高度で多様な専門人材の確保の観点から、**学校等での実習を通じて理論と実践を往還させた学修を行っている教職大学院以外の大学院を修了し教師となった者も対象**
- 学部段階の奨学金の返還支援も含めた支援の更なる充実**に向けては、大学院を対象とした返還免除制度の成果を生かしつつ、各教育委員会での教師人材確保の状況や取組、高等教育の修学支援の動向等の幅広い観点から、**引き続き検討を進める**

# 「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について議論のまとめ」を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について 通知のポイント①

(令和6年5月9日付6文科教第347号通知)

## 1. 奨学金返還免除の対象について

### (1) 対象者

- ① 教職大学院に在籍し、教員採用選考等(※1)に合格、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者(※2)であり、その後、現に大学院修了の翌年度(4月1日時点)に正規教員として在職していることを確認できた者。
- ② 教職大学院以外の大学院(※3)に在籍し、以下に記す要件(※4)に該当した上で、教員採用選考等(※1)に合格、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者(※2)であり、その後、現に大学院修了の翌年度(4月1日時点)に正規教員として在職していることを確認できた者。

※1 公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用を含む。対象学校種は以下のとおり。

- ・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

※2 大学院に在籍中で、教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する者を含む。大学院修了後(既卒者として)に正規教員の採用内定を得た場合は返還免除の対象外。臨時的任用の者や非常勤講師も対象外。

※3 修士課程、博士前期課程、専門職学位課程が対象。

※4 次の(ア)(イ)の双方を満たす者を対象とする。

(ア) 大学院において教職課程を履修し専修免許状を取得していること(採用選考等に当たり特別免許状の授与を受ける場合も含む)

(イ) 大学院において、**学校等での実習を必須とする科目(教職課程認定を受けているものに限る。)**を**少なくとも1単位以上取得し、学校等での実習の実時間を概ね30時間以上確保**していること。実習の場は、大学の連携協力校など、実習を行う学生への指導体制がとれる学校等とする。また、学校教育に関する実習である必要があることから実習の場は学校であることが望ましいが、専門分野や教職に深く関連する、社会福祉施設や社会教育施設等の関係機関も含まれる。

# 「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について議論のまとめ」を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について 通知のポイント② (令和6年5月9日付6文科教第347号通知)

## 1. 奨学金返還免除の対象について

### (2) 返還免除の対象となる奨学金

- ・ 大学院在籍時 (※5) に貸与を受けた日本学生支援機構の第一種奨学金 (授業料後払い制度の奨学金も含む。) (※6)

※5 上記(1)①又は②として在籍していた課程で貸与を受けた奨学金以外は、返還免除の対象外。同様に、大学学部在籍時に貸与を受けた奨学金についても返還免除の対象外。

※6 要件を満たした対象者は全員、全額免除。

## 2. 返還免除の申請手続きについて

### (1) 学内選考における推薦者の決定に関して必要となる事項 (2～3月頃)

#### ● 当該返還免除の対象条件を満たす者であることの確認

学内選考の際に、教員採用されることを示す合格通知書等 (教職大学院進学に係る採用延期者にあっては教員採用試験合格を証明するもの) の提出を求めるとともに、対象条件を満たす学生かどうか適切に確認の上、推薦をうこと。特に、教職大学院以外の大学院を修了して教師になる者については、上述の要件を当該学生が満たしているかを適切に確認した上で決定すること。

# 「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について議論のまとめ」を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について 通知のポイント③

(令和6年5月9日付6文科教第347号通知)

## 2. 返還免除の申請手続きについて

### (2)日本学生支援機構への推薦者の申請に関して必要となる事項（4月頃）

#### ● 在職証明書等の提出

教師になる者として推薦された返還免除候補者に対しては、当該返還免除を決定するに当たり、日本学生支援機構による審査において、該当者が教師として入職していることの確認を行う。このため、4月1日現在の在職証明書、辞令等の提出を求めるとし、各大学から日本学生支援機構に対して行う返還免除の推薦の関係書類とあわせて提出いただくことになる。大学から日本学生支援機構に推薦した者のうち教師になる者として申請している学生に対しては、当該書類の提出について周知すること。

#### ～申請手続きの流れ～

##### <申請者の大学院修了予定年度>

- 12月頃
  - ・日本学生支援機構から各大学に対し、返還免除候補者の推薦依頼通知発出
  - ・各大学において返還免除候補者の申請を受付  
(申請に当たっては教員採用されることを示す合格通知書等の提出を求める。)
- 3月頃
  - ・学内選考委員会（推薦者の決定）

##### <教師としての入職予定年度>

- 4月頃
  - ・各大学から日本学生支援機構に対し、返還免除候補者を推薦  
(教師として入職したことを示す在職証明書等の提出が必要)
- 7月頃～
  - ・日本学生支援機構における返還免除者の決定・結果通知